これからの“放送”はどこに向かうのか？ Vol.2

～規制改革推進会議の議論を経て～ 〈2018年2月～7月〉

メディア研究部 村上圭子

2018年に入ってからの約半年は，さまざまな舞台で放送の未来像に関する議論が行われた。そして一時は“騒動”ともいえる事態にまで発展した。

まず「規制改革推進会議（以下，推進会議）」では，2017年秋から放送用帯域の有効利用をテーマにした議論が続けられていた。そして2018年1月末からは，総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会（以下，諸課題検）」でも，帯域の有効利用を前提とした放送の未来像についての議論が開始された。しかし，総務省で議論が開始されてからわずか1か月半後の3月15日，安倍政権内で「放送制度改革方針案（以下，政権改革案）」が作成されていることが報じられた。その内容は，放送という制度を事実上なくし，ネット動画配信サービス等と民放テレビ局を同列に扱うというものだった。そのため在京キー局や民放連は一斉に反発，新聞や雑誌でも大々的に報じられる“騒動”となった。

政権改革案の報道後，安倍総理の諮問機関である推進会議では，当初のねらいだった電波の有効利用から，コンテンツ戦略や事業者支援等にも論点を広げ議論が続けられた。そして，公表された第3次答申では，政権改革案として報じられた内容の多くが盛り込まれることはなかった。

一連の推進会議の議論や政権改革案“騒動”の終息に，放送事業者の間ではどこか安堵の空気が漂っている。しかし，メディアの多様化や，それに伴う視聴や接触の分散化の勢いが止まらない中，放送事業者は社会から求められている未来像をどこまで描けるのか，そしてその未来像に向かってどこまで国民の納得が得られる改革ができるのか。真価が問われるのはまさにこれからである。

本稿ではまず，2018年の2月から7月までの半年に起きた放送の未来像を巡る議論や“騒動”を時系列で振り返る。さらに，この半年の取材で得た認識をもとに，放送の未来像を考えるうえで筆者が重要だと考えるキーワードを6つ提示し，その関係性も含めて論じていく。

はじめに

2018年7月19日，日本民間放送連盟（以下，民放連）は「放送の価値向上・未来像に関する民放連の施策[1)]」を発表した。6月8日の会長就任会見で大久保好男会長（日本テレビ社長）は，「自分たち自身でどう放送の未来像を描いていくのか，それを民放連の中で進めていきたい[2)]」と述べており，本施策は，任期2年に向けた具体的な所信表明であるといえよう。しかしこの発表は，単なる所信表明を超える重い意味を持っていた。

施策で示された「放送に対する国民・視聴者の信頼の確保」をはじめとした6つの項目[3)] それ自体には，特段目新しい印象はない。だが，詳細部分に目を移すと，「放送番組審議会の活動内容の見える化」「BPOと各社の取り組みの連携と情報発信」といった，ともすれば消極的になりがちな番組制作や取材活動における批判や課題も含めて積極的に社会に発信していこ

うとする意気込みや，「地上波4Kに関する考え方の検討，整理」「送信所（親局，中継局）の将来像」「AM放送の将来を含む制度問題」等，これまで放送の未来像を考える際に課題として認識されてはきたものの，意見の対立や難しい決断を迫られるため議論を避けがちだったテーマにもあえて踏み込む覚悟が示されている。

民放連はなぜこのような施策を打ち出したのか。その背景には，2018年に入ってから約半年に及ぶ，地上放送事業者，とりわけ民放にとっては逆風ともいえる，以下のような放送の未来像に関する議論や“騒動”があったと思われる。

2017年10月から，安倍総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議（以下，推進会議）[4]」では，電波制度改革の一環として，経済合理性の観点から放送用帯域の有効利用，一部返上等も視野に入れる等の，地上放送事業者には厳しい議論が展開されていた[5]。そして3月15日には安倍政権内で「放送制度改革方針案（以下，政権改革案）」が作成されていることが報じられた[6]。報道によれば，政権改革案は「放送という制度を事実上なくし，インターネット通信の規制と一本化して，ネット動画配信サービスなどと民放テレビ局を同列に」扱うことが考えられているとの内容であり[7]，在京キー局や民放連は一斉に反発，一時は“騒動”ともいえる事態となった。その後，推進会議側は，報道には戸惑っており，内容はまったく議論していないと表明した[8]が，議論の論点は，当初の電波の有効利用からコンテンツ展開や事業者支援等に広げられ，第3次答申が公表されるに至ったのである。

以上のような半年を経験した民放及び民放連は，周囲からの“圧力”で放送の未来像が規定され，それに応じた制度改革が行われてしまうことのないよう，“守る”のではなく，自らが未来像を描き，可能な改革は率先して行いつつ必要な政策を求めていくという“攻め”の姿勢に転じなければ，という危機意識を強く持ったと思われる。

一方この半年，NHKはどんな状況に置かれていたかといえば，民放ほどの逆風にはさらされていなかったといえる。特に，前述した政権改革案においては，NHKが実施を求めてきた常時同時配信が円滑に進むと思われるような制度改正や，NHKの公共メディア化推進の方向性が示されていた[9]。そのため，民放と同じ温度で危機意識を共有していたとは言い難い。

ただNHKは，直近の半年の議論以前から，諸課題検において，業務・受信料・経営のあり方（以下，ガバナンス）の三位一体改革が強く求められており[10]，2018年7月に開催された諸課題検の親会では，常時同時配信を可能とする制度改正を行うためのより具体的な“条件”として，NHKが考えるべき改革の項目が示された[11]。“攻め”に転じた民放と状況は大きく異なるものの，NHKもまた，自ら未来像を描き，そのためにできる改革を率先して行わなければならない立場に立たされているのである。

本稿ではまず，2018年の2月から7月までの半年に起きた放送の未来像を巡る議論や“騒動”を時系列で振り返る。さらに，この半年の取材で得た認識をもとに，放送の未来像を考えるうえで筆者が重要だと考える6つのキーワード（「電波の有効利用」「ナショナル・ミニマム」「経営基盤強化」「NHK改革」「共通プラットフォーム・配信基盤」「将来の伝送ネットワークモデル」）を提示し，その関係性を含めて論じていく。

1.“放送の未来像”議論の半年を振り返る

図1は放送の未来像に関係する議論が行われている国の会議等を一覧にまとめたものである。2018年6月から7月にかけて相次いで報告書案等が公表されていることがわかる。その多くの会議が，2017年末から2018年初めに立ち上がり，約半年で集中して議論が行われた。本章ではこれらの会議のうち，特に推進会議と，諸課題検に設けられた「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会（以下，未来像分科会）」の議論の経緯について，その議論を取り巻く放送事業者内の当時の空気感も併せて振り返ることで，半年の議論の意味を考えてみたい。

1-1 2018年2月 推進会議と総務省双方での議論開始

＊安倍総理　放送制度改革への言及相次ぐ

2月1日，政府の「未来投資会議」で安倍総理は，「技術革新により通信と放送の垣根が無くなる」「周波数の割当て方法や放送事業の在り方の大胆な見直しも必要」と発言した[12]。また同月6日の衆議院予算委員会でも，希望の党（当時）の奥野総一郎議員の質問に答える形で「私は以前，AbemaTV[13]に出演いたしましたが，こうしたネットテレビは，視聴者の目線に立てば（中略）地上波と全く変わらないわけであります。このように，技術革新によって通信と放送の垣根がなくなる中，国民共有財産である電波を有効活用するため，放送事業のあり方の大胆な見直しが必要だと考えています[14]」と発言した。このほかにも，楽天や，

図1　“放送の未来像”を巡る議論

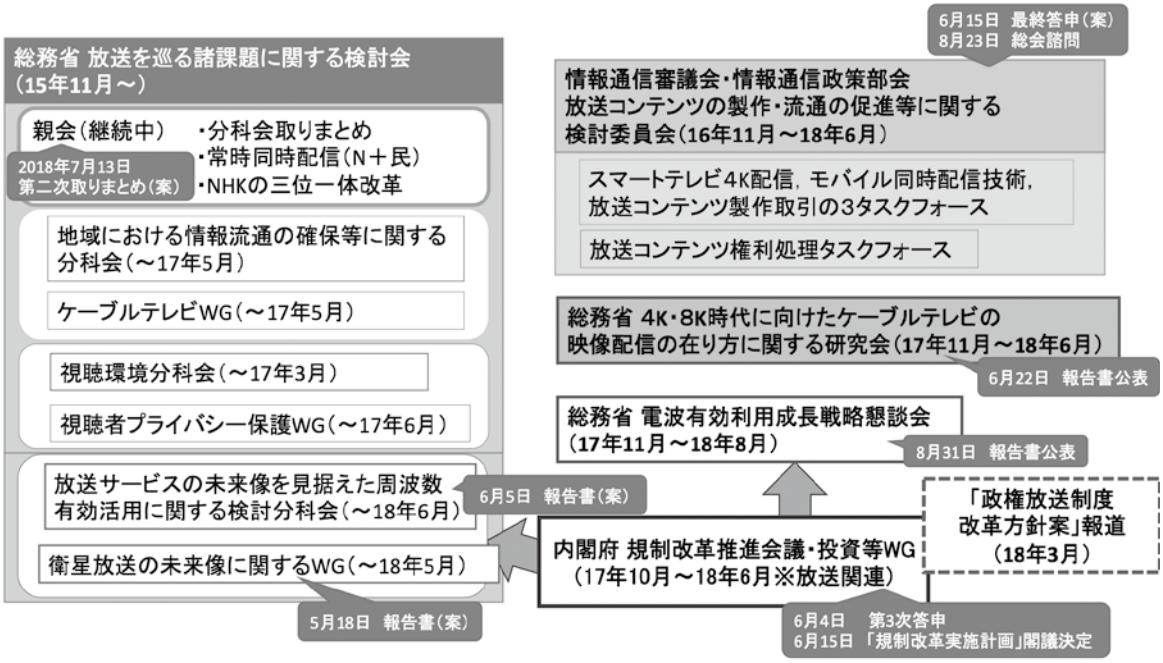

AbemaTVを運営するサイバーエージェントといったIT関連の企業が集まる経済団体「新経済連盟[15]」の新年会では，より積極的に，放送制度改革に向けた決意を語っている[16]。

安倍総理はなぜこの時期，こうした発言を繰り返したのか。それは，推進会議の当初の最大のねらいが，今後一層増大するであろうIoT[17]等の先進的な通信サービスのために，地上放送事業者に割り当てられている帯域を非放送事業者に有効活用させようというものであったにもかかわらず，放送事業者や総務省との議論の中でこれらが思うように進まないことに対する政権側の歯がゆさもあったからではないだろうか[18]。また，2017年11月29日に公表された推進会議の第2次答申[19]でこの論点は継続審議となり，推進会議だけでなく総務省でも検討することが求められていたため，総務省での議論が本格化する前に政権側の“本気度”を示しておこうというねらいもあったのではないかと推察する。

こうした中，2018年1月30日に総務省・諸課題検に新たに未来像分科会が設置され，2月7日からは推進会議での議論が再開された。いわば，放送用周波数を“守りたい意向”の放送事業の監督官庁と，“取り上げたい意向”の安倍総理の諮問機関が，“放送の未来像”について並行して議論を行うという，異例ともいえる事態が始まったのである。

＊両会議に影響を及ぼした有識者プレゼン

こうして2つの会議で議論が開始されたが，両方の議論に関わる有識者も複数存在した。2月には，その後の議論や取りまとめに大きな影響を及ぼしたと思われる2人のプレゼンテーション（以下，プレゼン）があった。

慶應義塾大学　中村伊知哉教授

1つめは2月7日に推進会議のヒアリングを受けた慶應義塾大学の中村伊知哉氏のプレゼンである。中村氏は「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」の委員として2011年に施行された改正放送法の議論に関わり，またICTの利活用やデジタルコンテンツの流通促進のビジネススキームの構築等にも幅広く取り組む，通信・放送融合時代のオピニオンリーダー的な存在である。

中村氏は，現在の放送の課題は「非成長性」にあるとし，個別には，ビジネス面（ネットとの向き合い方），技術面（地上波の限界），制度面の課題があるとした[20]。そのうえで，今後の方向性について「1）TV版radiko」「2）大阪チャンネル」「3）FLATCAST」の3つのキーワードを挙げた。

「1）TV版radiko」は，地上民放ラジオのインターネット上の共通プラットフォーム[21]であるradikoと同様，共通の配信基盤をテレビ局横断で構築することで，1社あたりの配信コストの削減や，視聴履歴をビッグデータとして活用して視聴誘導する等の取り組みを進めていこうという提案である。

「2）大阪チャンネル」は，特定の地域に特化したコンテンツ配信サービスの提案である。そのモデルケースとして，2017年4月に吉本興業とIPTVサービスの「ひかりTV」を運営するNTTぷららが中心となり，在阪民放各局の番組や舞台公演等を束ねて始めた有料配信サービス「大阪チャンネル[22]」を紹介した。併せて，放送事業者は異業種である通信事業者や外資等とも積極的に協業していく思考が必要だと訴えた。

「3）FLATCAST」は，ネットワークインフラ

も含む壮大な共通プラットフォーム・配信基盤構想である。中村氏と活動を共にする慶應義塾大学の菊池尚人氏が中心となり，放送事業者，通信事業者，IT事業者等による産学共同の「広帯域通信を利用した次世代映像流通プラットフォームに関する研究会」で2015年から研究，実証を進めているものであった。**図2**は菊池氏が議論で示したFLATCASTの全体イメージである。IPマルチキャスト[23]とユニキャスト，Wi-Fiという3種類の通信インフラを組み合わせて，コンテンツや広告を1,000万人超に対して同時配信することが可能な仕組みの構築を目指しているという。4K時代も見据えた新たな伝送モデルとしての提案だった。

この3つの提案に共通しているのは，テレビ局のコンテンツを，通信インフラを介してインターネット上でより積極的に流通させるため，放送事業者が個別ではなく横断的に協調して取り組むべき，というものである。これは，諸課題検でも多くの構成員が以前から主張してきたものである[24]。協調しなければ「非成長性」を解決していけないということは，放送事業者自身も内々には理解していると思われる。コンテンツサービス，アプリ，データ・顧客管理機能，配信基盤，ネットワーク等，どのレイヤー（階層）まで共通化するかは3つの提案それぞれで異なるが，漠然とではなく具体的に複数の方向性が示されたことは，放送の未来像を考えるうえで示唆に富むプレゼンだったといえよう。

ただ中村氏は，放送事業者の中には通信を使うことに本能的な抵抗感があるということを過去の経験談として話していた[25]。その発言は，こうした放送事業者の振る舞いが，通信・放送融合サービスのイノベーションを阻害しているということを暗に指摘しているように筆者には感じられた。中村氏は推進会議のヒアリングだけでなく，総務省の未来像分科会にも構成員として参加し，同様のプレゼンを行ったが，放送事業者が主導権をとらないスタイルの2）の提案や，究極的にいえば放送局が専用の放送用帯域を失っても通信インフラを介してコンテンツをユーザーに伝送することを想起させる3）の提案について，警戒感を示す放送事業者も少なくなかった。

中村氏の提案は，推進会議の第3次答申[26]と未来像分科会の報告書案[27]に，個別的な名称までは記載されなかったものの，主要な要素として盛り込ま

図2　中村氏の提案「3）FLATCAST」

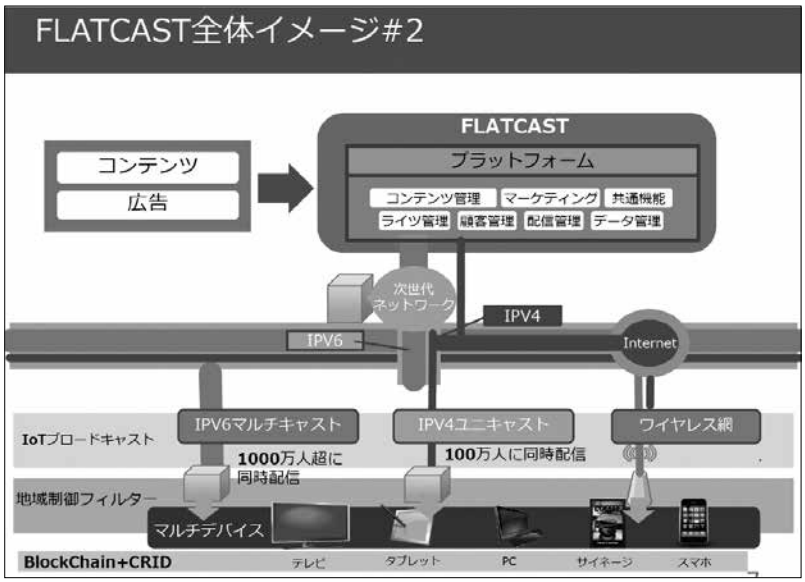

出典：規制改革推進会議・菊池尚人氏資料（2018年2月7日）

れた[28]。この内容については放送の未来像を考えていくうえで重要な論点となるため，第2章で改めて触れたい。

東京大学　宍戸常寿教授

2つめは，2月28日に行われた未来像分科会第3回会合における東京大学の宍戸常寿氏のプレゼンである。プレゼンのタイトルは「民主主義社会における放送の役割・機能[29]」である。推進会議から総務省に対して検討を求めたのは，放送用周波数の有効利用という論点であったが，開始当初の2月頃の未来像分科会では，議論の前提として，まず放送の社会的役割を再確認するという問題意識で議論が行われていた。

憲法・情報法の専門家である宍戸氏は，民放連の「放送の将来像と法制度研究会」やNHKの「受信料制度等専門調査会」の委員等を歴任するなど，放送事業者との交わりは深い。諸課題検でも，開始された2015年11月当初からの構成員として，放送の役割や存在意義について発言してきた。

宍戸氏はこのプレゼンにおいて，ICTの発達により「放送を含むマスメディアは，もはやリアルタイムでの独占的な表現・情報の発信主体ではない」としたうえで，グローバル化や人口減少，少子高齢化等により，「価値観の多様化，対立や衝突の増加が予想される」中においては，社会インフラとしての放送はますます重要になってくるとの認識を述べた。そして具体的に期待される放送の機能について**図3**のような提言を行った。

この提言は，放送法のもと，これまで放送事業者が自主自律のもとで果たしてきた議題提起機能や世論認知機能を，変化するメディア環境や社会環境の中でどう更新，刷新していけるかという投げかけであった。さらに宍戸氏は，「制度や過去の実績に頼るのではなく，日々の取組を通じて，信頼を生み，高め続けることが必要」としたうえで，傍聴している放送事業者に下記のように発言して自らのプレゼンを締めくくった。

図3　宍戸氏の提言する「放送の未来像」

具体的に期待される放送の機能

- ✓ **具体的に期待される機能の例**
  - 情報の真否、評価・意義づけ
  - 多様化する社会で構成員が共有していることを前提できるような基本的情報を取捨選択し供給
  - 社会のステレオタイプに一石を投じる、ネット上の意見・情報の奔流に対する沈静化等、意見・情報の空間に別の流れを作り出す
- ✓ **AI、IoT等の普及**
  →特にテレビは、国民の間に普及した家電として、publicとprivateをつなぐ接点としての情報端末になりうる

出典：諸課題検・未来像分科会　宍戸氏資料（2018年2月28日）

「今日のような会議には（中略）放送関係各社，さまざまな関連の方々がお集まりでございます。このような場で放送の役割・機能，より信頼されるメディアとしての放送の制度と原理について議論があるということを放送事業者の方々には真摯に受け止めていただき，公衆との関係での対話というものを見える形でしていただきたい，というのが研究者としての私の希望でございます[30]」

筆者は5年以上，こうした会議を傍聴しているが，構成員が傍聴席に対して語りかける光景を目にしたのはこれが初めてであった。2月のこの時期は，一連の安倍総理の発言や推進会議における放送事業者への厳しい視線を受け，放送事業者の中には疑心暗鬼とも自信喪失ともいえる空気が漂っていた。こうした中での，宍戸氏から放送業界への“叱咤激励”であった。

宍戸氏はその後，中村氏同様，推進会議の

ヒアリングを受けている[31]。大田弘子議長や，放送に関する議論を扱う投資等ワーキング・グループ（以下，投資等WG）の原英史座長からは，通信と放送が伝送路でもサービスでも近しくなっているのに，なぜ放送にだけ規制が必要なのか，規制の体系は今のままでいいのかという問いかけがあった。宍戸氏は，放送法の規制の中で放送事業者の内部に培われてきた企業構造や知恵を生み出すプロセスを大事にすべきで，もう一度更地に戻して考える必要はないとして，いわゆる部分規制論[32]を紹介した。そして「放送制度の役割と規制改革ないし産業振興というのは対立するものではなく（中略）むしろ両者が同期するよう」制度の見直しを行うことが重要と訴えた[33]。

1-2 2018年3月 政権改革案報道とその波紋

＊報道直前に行われた「文研フォーラム」

安倍総理の放送改革への言及が増え，また，推進会議では安倍総理が出演後に放送改革の必要性を実感したというAbemaTVへのヒアリングが行われる[34]中，放送事業者の間では日増しに警戒感が高まっていた。こうした最中の3月8日，NHK放送文化研究所の「文研フォーラム」で，民放連の井上弘会長（当時）と筆者の対論[35]が行われた。

筆者は，前述した2月6日の衆議院予算委員会で，安倍総理が放送法の規制に関連して，アメリカがフェアネスドクトリン[36]をやめたことに言及したこと[37]を重く受け止めていた。アメリカのフェアネスドクトリンは，日本においては放送法第1条第2項の「不偏不党[38]」，第4条第2項の「政治的公平[39]」の項目に該当するといっていいものだが，日本でも放送と類似したネットサービスが増える中，この条文の扱いをどうすべきか，井上会長（当時）の考えを聞いた。以下がその答えである。

「今はちょうど混乱期ではないかと思うんですが，この何年か過ぎればネットはネットでこういうもんだなと，たとえば便利さや速報性はおそらくネットのほうが強い，一方で信頼感は放送のほうが強い，など，ユーザーが峻別できるようになってくる。

ただ，それまでの間は，ネットと放送を揃えて右だ左だと，どちらか一方にもっていくのはいけないのではないかと思います。つまり，放送法の項目をもうやめてしまえ，とかそういうことを早急にお決めにならないほうが，次の時代のためにいいのではないかなと私は思います」

この発言は，安倍総理が放送改革に関する一連の発言を始めて以降，民放連会長として初めて放送の規制に関して触れたものだった[40]。

＊報道された政権改革案の詳細

3月15日，共同通信は「政治的公平の放送法条文撤廃　党派色強い局可能に[41]」と題し，安倍政権内で放送制度改革方針案が検討されていると報じた。17日には読売新聞も続いて報道した[42]。同月22日，再び共同通信は「安倍政権，放送の規制を全廃方針　ネット通信

と一本化[43]」と題し，「NHK以外の放送関連の規制をほぼ全廃する方針」であることを続報として伝えた。

図4は，安倍政権内で作成されたと報じられている「通信・放送の改革ロードマップ[44]」である。そこには，先に触れた政治的公平の項目を含む放送法第4条[45]をはじめ，「外資規制[46]」や「マスメディア集中排除原則[47]」等の放送特有の規制を撤廃し，地上放送にも「ハード・ソフト分離[48]」を徹底させ，それとともに民放の「あまねく受信努力義務[49]」の撤廃が実現した場合，「放送（NHK除く）は基本的に不要」となると記されている。そしてその結果として，「電波からネットへの転換が進展。放送に割当てられた電波帯域に余裕が発生」するとされていた。また現在，著作権等処理に関して放送にのみ適用されている報酬請求権[50]を通信にも拡大することや，NHKの常時同時配信を可能とする制度改正にも触れられていた。また，ロードマップと称されている通り，時期も明記されている。放送特有の規制の撤廃については「2019年の通常国会もしくは2018年の臨時国会に法案提出し2020年以降に施行」，ハード・ソフト分離については「施行時期は業界と調整」となっていた。

＊“政権VSマスメディア”騒動へ

以上のような政権改革案報道に対し，放送事業者はどのような反応を示したのか。**表1**は，野田聖子総務大臣，井上民放連会長（当時），各在京キー局社長・会長が，記者会見等で報道に対して最初に言及した部分をまとめたものである。

図4　政権内で作成されたと報じられている「通信・放送の改革ロードマップ」

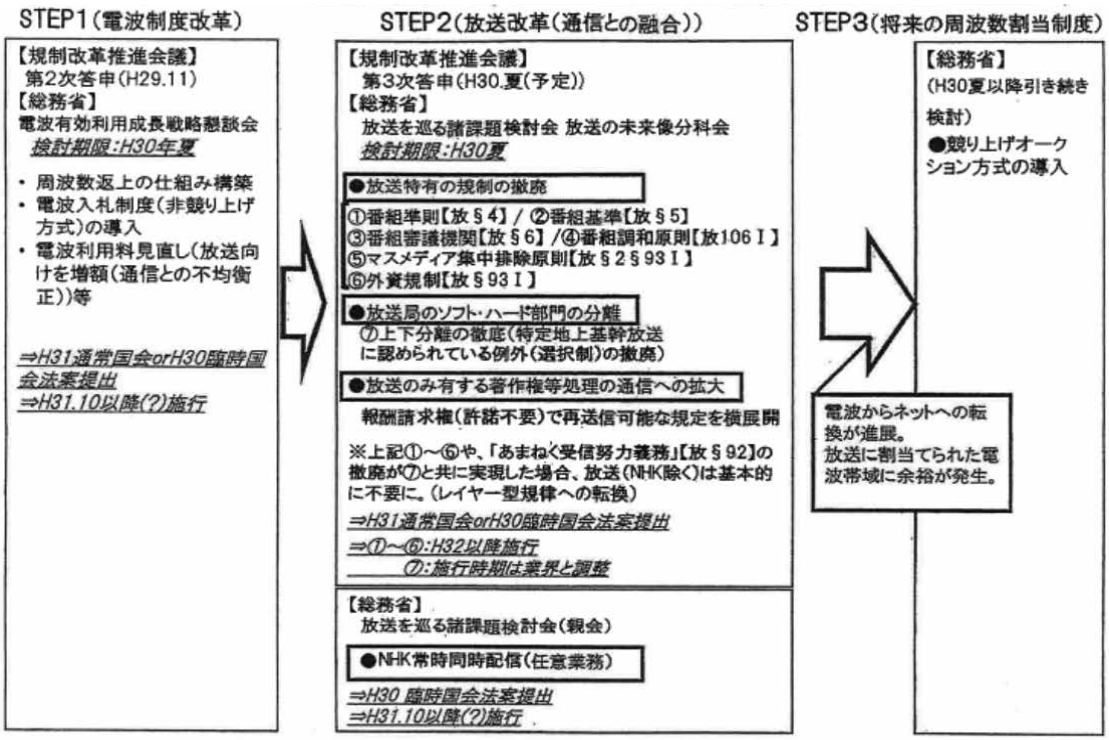

出典：「20XX年テレビの行く先～放送改革論議はどこへ向かうか？」セミナー資料

表１　政権改革案に対する主な発言

3月15日	民放連会長会見	制度を一本化して放送のハード・ソフトを分離して，多様な制作会社の参入を促す，その一方でNHKは規律維持となると，二元体制が維持できず強く懸念
22日	野田聖子総務大臣（衆議院総務委員会）	放送法第４条は非常に重要。なくなった場合には，公序良俗を害するような番組や，事実に基づかない報道が増加する可能性が考えられる
26日	日本テレビ社長会見	放送が果たしてきた公共的役割，通信との違いについて考慮されていない。影響力の大きい放送に何の規制もないネットと同様のコンテンツが流れた場合の社会的影響の大きさを考えると，放送事業者として間違った方向の改革ではないか
27日	テレビ朝日 会長・社長会見	外資規制撤廃は安全保障上の問題につながる。先進国で政治的公平はすべてある。放送法第４条は大事なガイドライン
28日	TBSテレビ社長会見	二元体制で進んできたが，それを壊す，否定するものなら，あるいは民放不要とか民放解体ということなら当然私も反対
29日	テレビ東京社長会見	規制緩和で成長力を増す産業要素とメディアをどう進化させるかの２つの要素がごちゃまぜ。視聴者に与えるメリット，デメリットを丁寧に分析して進める話。視聴者の利益になるならそういう方向になることを期待したい
30日	フジテレビ社長会見	ハード・ソフトの分離は民間放送の根幹を脅かすもの

出典：各記者会見等から筆者作成

政治的公平撤廃に言及した局はテレビ朝日のみで，そのほかの局は第４条全般，外資規制やハード・ソフト分離等，反応する視点がそれぞれ異なっていた。またテレビ東京は唯一，当事者の視点を越えて客観的なコメントをしたが，総じていえば否定的であった。政権改革案に民放の存在そのものを否定する内容が含まれていたことを考えると，こうした反応は当然であろう。

そして，共同通信に続いて報道を開始した主要新聞各紙も，資本関係にある在京キー局と足並みを揃えるように，政権改革案に対して否定的な姿勢で報道を行った。その後は，雑誌やネットメディアを中心に，政治サイドの舞台裏を特集するものが増えていった[51]。こうして次第に政権改革案報道からは，放送の未来像という論点の姿が消え，“政権VSマスメディア”という“騒動”となっていった。

1-3　2018年４～５月　議論の主軸はコンテンツ政策へ

＊報道と推進会議の関係は？

改めて確認しておくと，規制改革推進会議は，内閣府本府組織令[52]に基づいて設置される総理の諮問機関である。委員もすべて総理が任命する。このため，報道された政権改革案と推進会議の議論がどのような関係性にあるのかが大きく問われることになった。

4月16日の推進会議（親会）では安倍総理参加のもと，投資等WGでこれまで放送を巡る規制改革についてどんな議論が行われてきたのかが報告された。投資等WGの原座長は報告に先立ち，「報道では，私たちが放送法４条などに焦点を当てた議論をしているかのような報じ方がなされています。これに対して強い批判もなされています。（中略）私たち投資等WGでは，そうした議論はしていません[53]」と発言

した。また安倍総理は，「コンテンツの世界ではもはや国境は無くなり，グローバルな競争時代に突入しています。（中略）我が国のコンテンツ産業の活力を高める，これは大きなチャンスでもあると捉えなければなりません。この大きな環境変化を捉えた放送の在り方について，改革に向けた方策を議論すべき時期にきています」と，イノベーションとグローバルの視点からコンテンツの産業政策に力点を置いた発言を行った[54]。一方で，政権改革案報道で挙げられていた制度改正の項目についての言及は一切なかった。

会議終了後の会見では，記者から政権改革案についての質問が繰り返された。しかし大田議長は「私どもも報道には戸惑っておりまして，そういう議論は全くしておりません」，原座長も「決して特定の課題，特定の条文に焦点を当てた形での議論は，これまでもしておりませんし，これからも，そういった形での議論は予定しておりません」と繰り返すのみであった[55]。

＊連携深める推進会議と未来像分科会

また，この日の推進会議（親会）では，投資等WGから「通信と放送の融合の下での放送のあり方について[56]」という資料が提出された。そこには第3次答申に向けて検討を深める論点として，(1)通信・放送の融合が進展する下でのビジネスモデルの展開の方向性，(2)より多様で良質なコンテンツの提供とグローバル展開，(3)上記の改革を踏まえた，電波の有効活用に向けた制度のあり方，という3点が示された。推進会議ではこれまで，電波の有効活用を主なねらいとして，それに関わりが深いヒアリングが数多く設定されてきた。しかし，この資料においてはこの論点は3番目に位置づけられていた。また，新たにコンテンツ戦略が主要な論点として浮上していた。

同月25日からは，推進会議と総務省の未来像分科会の2つの会議体が，上記の3つの論点について，2月当初のような対峙した感じではなく，むしろ連携プレーのように取り組んでいく様子がうかがえた。25日の推進会議には諸課題検の構成員3人[57]と総務省が，26日には民放連とNHKがヒアリングの場に呼ばれた。一方，翌日の27日に開かれた総務省の未来像分科会には，内閣府の規制改革推進室次長がオブザーバー参加する中，コンテンツ戦略を主たる論点とした議論が行われた。

ただ，この日の未来像分科会の議論の中では，東京大学の森川博之構成員から「議論の内容が曖昧な印象である。分科会の議論の目的が2040年の放送サービスのあり方だとしたら，悲観的なシナリオから楽観的なシナリオを用意する欧米の将来予測のやり方もある[58]」との発言がなされた。そしてその発言も受ける形で総務省情報流通行政局の山田真貴子局長が，「推進会議でも議論が進み，コンテンツ産業の振興という論点が示されたため，本日はコンテンツに関わる発表をいただいた（中略）。分科会での議論が少し蛇行しているように見えるかもしれないが，（中略）整理して議論できる材料を示していきたい[59]」と述べる一幕もあった。

1-4 2018年6～7月 異例の併存体制は解消へ

推進会議では，議論を再開した2018年2月以降，制作プロダクション，権利者団体，ローカル民放等，幅広い立場の人たちへのヒアリングが重ねられ，計18回の議論が行われた。そ

してそれを踏まえた第3次答申[60]が6月4日に公表された。新聞主要各紙はこの答申について，第4条撤廃が盛り込まれなかったことを最大のポイントとして報じた。また推進会議は，放送の未来像についてはこの第3次答申をもって，これまでのような形での議論を継続する予定はないとした[61]。そのため放送事業者の間では安堵の空気が広がった。

そして翌日の同月5日には未来像分科会の報告書案[62]が公表された。さらに7月13日には親会である諸課題検が開かれ，未来像分科会の報告書案を含んだ第二次取りまとめ案[63]が公表された。この取りまとめ案には，この半年の議論ではほとんど登場しなかったNHKの常時同時配信や三位一体改革に関する内容も記載されていた。

こうして半年にわたる異例の議論の併存体制は解消された。本稿公表時には，総務省・諸課題検を主舞台に放送の未来像の議論が続いているであろう。

1-5　小括

以上，怒濤ともいえるこの半年の議論の経過を，それを取り巻く空気感も含めて振り返ってきた。議論の成果である答申や取りまとめ案の詳細は次章で取り上げるため，ここではこの半年の経験をどう今後の議論に生かすべきかについて触れておきたい。

政権改革案の第1報を伝えた共同通信社の原真編集委員は一連の“騒動”後に，「放送局は自ら未来像を示せ～安倍政権の放送改革方針をきっかけに～[64]」と題した原稿を雑誌に寄せている。そこでは政治的公平をはじめとした放送法第4条について，「民放は4条の意義を強調しがちだ。しかし，表現する主体が，表現を縛る条文の維持を求めるのは矛盾と言わざるを得ない」と指摘した。また民放が強く反対するハード・ソフト分離についても，「なぜ分離してはいけないのか。説得力のある論理を組み立てなければならない」と苦言を呈した。さらに，今回の政権改革案の中では自身が求める公共メディア化という未来像のビジョンが追認されていた[65]NHKに対しても，「もしNHKだけが制度上，放送として残ったとしたら，政治的圧力もNHKに集中することに」なると指摘，政権改革案を自らに突きつけられたものと受け止めるべきだ，と述べている。長年にわたり放送業界の取材を続け，問題意識を強く持っている原氏だからこその問いかけである。突きつけられたこれらの論点に対し，放送事業者は今後どう答えていくのか。

また，“課題”に焦点を当てた原氏の指摘とは逆に，放送事業者の“価値”に焦点を当てた指摘もあった。未来像分科会の2人の構成員の発言を引用しておきたい。1つは2018年2月28日の第3回会合における東京理科大学の伊東晋構成員の以下の発言である。

「放送には公共的な役割があって，これからもその役割は維持・発展させる必要があると認識している。しかし，この点について，一般の視聴者がどこまで理解されているのかは疑問である。これは，一つには放送事業者が自らの役割について，わかりやすい口調で視聴者に語りかける機会が少ないからではないか[66]」

伊東氏は放送技術研究の第一人者である。放送に長年関わってきた自分ですらこの議論を通じて改めて確認したのだから，というニュアンスが言外に込められていたことが強く印象に残っている。多くのメディアに放送制度改革が取り上げられたこの半年は，実は放送事業者

にとっては，自らの役割や存在意義を社会に伝える絶好の機会でもあった。果たして十分にその機会を生かしきれたのか。既得権益を守ることに拘泥する存在だと受け取られてしまってはいなかっただろうか。

もう1つは2018年5月22日の第6回会合における宍戸構成員の以下の発言である。少し長いが引用したい。

「「Society 5.0[67]」では，オープンデータの活用などによって，政治・行政のあり方や民主主義のあり方まで変わっていくことになるだろう。主権者である国民がついてこられないほど政治や社会のあり方が変わるため，その状況をしっかり把握して国民に理解してもらうことができるか，放送を含むマスメディアの世論認知機能が問われる局面が出てくるだろう。

この点を失敗すると，ビジネス先行や技術先行となり，グローバルプラットフォームに民主主義を支配される事態まで起きかねない。このような観点からも，「Society 5.0」における放送メディアの役割は，極めて重要である[68]」

前回の原稿で筆者は，政府のSociety 5.0のビジョンの中には，放送サービスの役割や放送事業者の存在意義についての視点が欠落していると指摘した[69]。しかし，社会の変化やそれに伴う新たな政策において，役割は国から与えてもらうのではなく自ら積極的に見いだしていくものだということを指摘された気がした。この“Society 5.0時代における放送メディアの役割”は，まだお題目にすぎない。それを実践できるかどうかは放送事業者自身にかかっている。

最後に，議論の進め方において課題があったと思う点を，議論の過程を取材してきた筆者なりに指摘しておく。未来像の議論，特に技術の進展等，想定が困難な要素が加わるときには，前提となる時間軸を共有しておくことが不可欠である。先に未来像分科会の森川構成員の発言を引用したが，野村総合研究所の北俊一構成員も「将来像について複数のパターンを作って，それぞれについて，実現するに当たってのメリットやデメリット，課題について検証し，どれを目指すべきなのかという議論をしていくようにすべき」との指摘をしている[70]。

議論における未来像の時間軸を，政府のSociety 5.0のビジョンのもとで総務省が想定している2040年の社会[71]までを射程に入れるのか，それとも総務省で同時期に行われていた電波有効利用の議論が目標に掲げた2030年代にするのか[72]，さしあたっては放送事業者の次の再免許時にあたる2023年頃にするのか。この半年に行われたさまざまな場での議論では，この前提が確認されないまま議論が進んでいったように感じられた。前提が共有されていなければ提示される論点も異なり，よって議論もかみ合わない。そのことにより，余計な疑心暗鬼が生まれ，議論の成熟が阻まれたことも少なくなかったのではないだろうか。

これから本格化する議論は，総務省の諸課題検，民放連での未来像の検討，NHK内での公共メディアに向けた検討と，いずれもこの半年の議論とは異なり，ある意味“身内”の議論に戻る。だからこそ，よりしっかりと関係者が前提の時間軸を共有しなければ，それぞれが厳しい議論を避ける免罪符を求めることに終始してしまうのではないだろうか。

2. 放送の未来像議論の今後
～6つのキーワードを関係性で考える～

2018年に入ってから半年にわたる議論の最

大の成果は，放送の未来像に関する論点が網羅的に提示されたということだろう。事業者自身や監督官庁である総務省の検討会等ではなかなか踏み込めなかった厳しい論点が，推進会議の開催や政権改革案報道によって，結果的にあぶり出されたといえる。

本章では，それらの論点の中から筆者が今後の議論において重要だと考える6つのキーワードを選び，その関係性も含めて論じたい。論じる要素としては，基本的には，推進会議の第3次答申と諸課題検・未来像分科会の報告書案の2つとするが，それらに書き込まれずこの半年の議論の途中で消滅した論点等についても触れていきたい。なぜなら，関係者間でなんらかの合意がみられなかった論点の中にこそ，将来的には向き合わなければならない課題が潜んでいることも少なくないからである。

図5は，6つのキーワードとその関係性を見取り図として示したものである。以下，この図に従って順番に論じていく。

2-1　①電波の有効利用 落ち着いた先は“現状維持”だが…

＊衛星放送

推進会議の議論の最大のねらいが電波の有効利用であることは前章で述べたが，その目的は2つの“促進”に大別できる。1つは既存の放送サービスへの新たな事業者の参入，そしてもう1つは，放送用帯域の放送サービス以外への開放である。

前者において具体的な施策の道筋が敷かれたのは衛星放送である。総務省・諸課題検のもとに設置された「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」の報告書案には，現在，帯域がひっ迫しているBS放送及び東経110度CS[73]の右旋[74]帯域について，「新規参入に関する認定，5年ごとの認定の更新いずれについても（中略）有効活用が見込まれない場合には，総務大臣が指定する帯域を有効活用が担保できる水準とする仕組みを法制度上明確に定めることが適当である」と記された[75]。今後，客観的な基準の検討が開始される予定である。

図5　放送の未来像議論を考えるための6つのキーワード

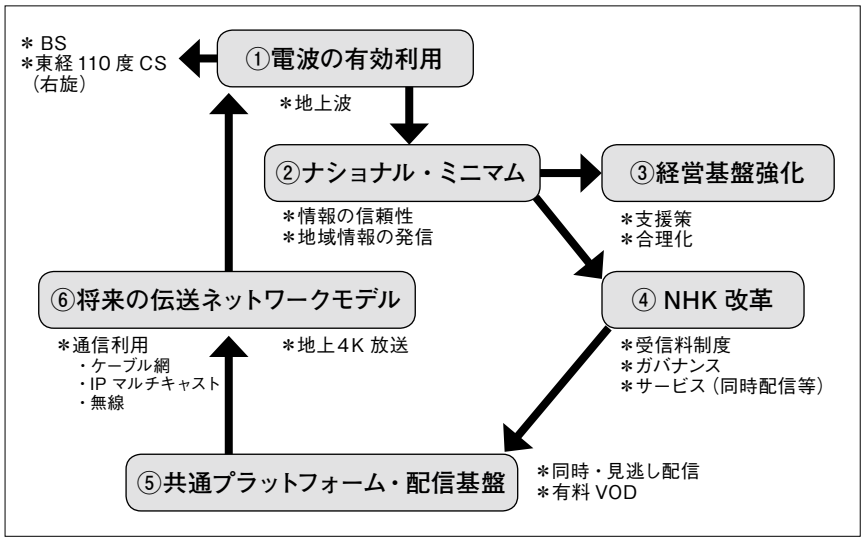

＊地上放送

一方，地上放送に活用されている帯域については，推進会議で主に後者が模索されてきた。当初は周波数オークション[76]の導入やSFN[77]のさらなる活用，その後，ハード・ソフト分離や既存事業者の帯域

返上の提案等，さまざまな議論が行われた[78]。しかし，第3次答申に具体的な帯域として書き込まれたのは，2018年9月末に放送を終了する放送大学学園の「跡地の新たな割当てに係る方針」についてのみであった[79]。

また総務省・未来像分科会報告書案でも，具体的な施策としては「放送サービスの高度化やホワイトスペースの一層の利用拡大等の放送用周波数の更なる有効利用に向けた技術的な調査の実施について検討」と言及するにとどまった。

以上を見ると，今回の議論の落ち着き所は，ほぼ“現状維持”といっていいだろう。地上放送用帯域の大幅削減が議論の射程に入り，一時は“帯域取り上げ”と捉えられてもおかしくない文言が飛び交っていたことを考えると，この“落ち着き所”は放送事業者にとっては大勝利である。しかし，ここに収まった最大の理由は，放送サービスの高度化，つまり地上4Kについての方針が見えていないという事情が大きい。なぜなら，地上4Kをどのような方法で行うのか，放送波で行うのか，通信で行うのか，両方活用するのか，そして，現在提供中の2K放送の今後をどうするのか，これらの判断が下せなければ，放送用帯域の有効利用策の根本も見えてこないからである。未来像分科会は報告書案とともに「アクションプラン[80]」を示し，2018年度から3年間を1年刻みで表示して工程を記載したが，その先は2021年以降としか書かれていない（**図6**）。特に地上放送における周波数の有効活用と，「将来に向けたネットワークの大きな変革への対応」については，短期的な工程は記せても，長期的にはまだ何も書けない状態なのである。

ともあれ，“球”は放送事業者の手中に戻っ

図6　放送サービスの未来像に向けたアクションプラン

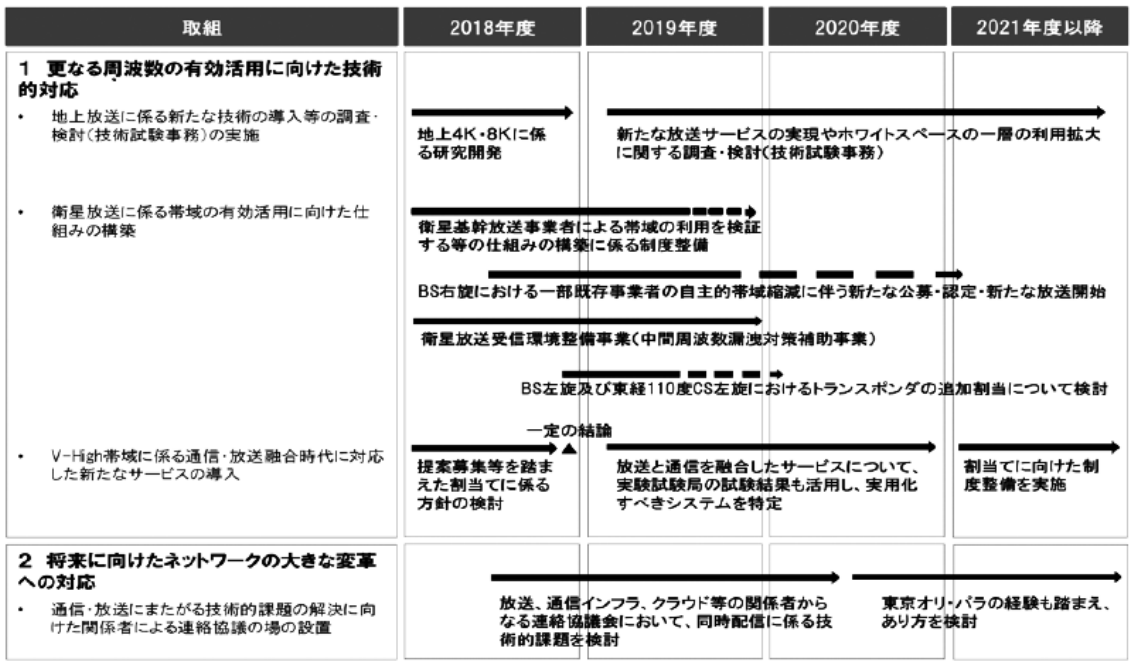

出典：総務省　諸課題検・第二次取りまとめ案

てきた。ただそれは，自ら判断を下し投げ返さなければならない重い球である。幸か不幸か，推進会議では地上4Kのあり方に関してきめ細かな議論が行われることはなかった。しかし，もし放送事業者がこの球をうまく社会に投げ返せなければ，これまで以上の“圧力”がかかってくる可能性も否定できない。2020年に5G[81]が開始され，IoTサービスが一層進展する中，周波数がひっ迫する状況がさらに進んでいくことは目に見えているからである。

2-2　②ナショナル・ミニマム 事業者目線から国民目線へ

＊ナショナル・ミニマムの意味

推進会議が地上放送用帯域の有効利用に躍起になったのは，この周波数が通信サービス等にも利用しやすいニーズの高い帯域であることが背景にある[82]。こうした“経済的合理性”先行の議論に対し，地上放送事業者に帯域を割り当てる必然性，つまり事業者の社会的役割を確認し，それを前提に未来像を検討するという“社会的重要性”先行で議論を進めたのが未来像分科会であったと筆者は理解している。その議論の象徴ともいえるキーワードが，今回の報告書案に示された「ナショナル・ミニマム」である。報告書案には「地上放送は，現行規制の下で，信頼される基幹メディアとして，国民・視聴者に対するナショナル・ミニマムである情報提供機能を果たしており，引き続き，社会的役割が確実に果たされていくことが必要である[83]」と記された。

ナショナル・ミニマムは，主に社会保障分野において用いられるキーワードである。政策文書等では，憲法第25条に基づき全国民に対して保障する「健康で文化的な最低限度の生活」水準と同義である[84]。他方，放送分野でこれに類するキーワードとして用いられるのが「ユニバーサル・サービス」である。これは，①国民生活に不可欠なサービスであること，②誰もが利用可能な料金で利用できること，③地域間格差なくどこでも利用可能であること，の3特性が条件となっている。どちらかといえば放送より通信の政策において多く用いられてきたキーワードであるため，地理的・ハード的要素が色濃い印象があるが，未来像分科会では京都大学の曽我部真裕構成員が，放送事業者が提供するユニバーサル・サービスを地理的・人的の2つの角度に整理し明快に論じている[85]。

放送の未来像の議論は，既存の制度やサービスのあり方から論じてしまうことが多いため，どうしても提供者目線になりがちである。しかし本来は，国民の知る権利の確保と民主主義の発展に寄与することが制度上で求められている放送の，そのあり方こそ国民目線で論じられるべきものである。このことを2つのキーワードに即して言い換えるなら，ユニバーサル・サービスの主体である送り手の論理ではなく，ナショナル・ミニマムの主体である受け手の論理で考えていく必要があるということであろうか。そして，事業者がユニバーサル・サービスだとして国民に提供しているものは，果たして本当に国民にとってのナショナル・ミニマムになっているのかについても検証していかなければならない。今報告書案にナショナル・ミニマムというキーワードが使われたことを，事業者は重く受け止めるべきである。

＊「情報の信頼性」についての論点

このナショナル・ミニマムの中で，報告書案で特に力点が置かれていたのが「情報の信頼

性」と「地域情報の発信」であると思う。後者については次項で述べるため，ここでは前者について述べておく。

放送による情報の信頼性は，報道・言論・編成の3つの側面で捉える必要があると筆者は考える。実際に報道と言論を明確に切り分けることは困難であるが，ここでは報道を狭義に事実報道と位置づけ，言論とは切り分けて考えてみる。事実報道にはさまざまな課題があるが，今日的課題として未来像分科会で扱われたテーマは，フェイクニュースへの対応と災害報道であった。

フェイクニュースに対する取り組みについては，未来像分科会の第2回会合で三菱総合研究所から海外の事例が報告された[86]。ドイツやフランスのように国による規制の実施や実施の検討が進む国もあれば，韓国のように新聞社やテレビ局が大学と連携を進める国もある。また，イギリスのBBCのように，専門の部署で「リアリティーチェック[87]」というファクトチェックの取り組みが行われている局もある。一方，日本ではネットメディアやフリージャーナリスト，研究者を中心に2017年6月に「ファクトチェック・イニシアティブ[88]」という団体が作られたが，マスメディアの取り組みは海外に比べて遅れているとの指摘も少なくない[89]。こうした中，放送法第4条の「事実報道」条項のもとで報道活動を行ってきた放送事業者には何が求められているのか。事実の検証主体として取り組むことはもちろんだが，報道機関として自ら報じた内容に対し市民から検証を受けるような場を積極的に設けていくことも必要ではないだろうか。

次に災害報道についてである。災害が増え続ける中，報道そのものの“質”の担保もさることながら，編成上どれだけ災害に対応できるか，つまり“量”の担保を課題とする指摘も増えている[90]。特に民放にとってはこの指摘は厳しい。なぜなら，通常編成を災害対応に変える判断は，広告モデルという実ビジネスの毀損に直結するからである。また，ローカル局においては，全国一斉に放送中のネット枠[91]の時間帯の番組を，地元の災害報道番組に差し替えるという判断も難しい。もちろん，サブチャンネルでマルチ編成[92]を行ったり，パーソナル向けの災害情報伝達をデータ放送で充実させたりする方向性もある[93]。最近はネットによる取り組みも進められている。ただそれらは民放にとって一層の業務負担を強いられるものでもある。公益と収益の両立が求められる民放にとって，災害の多発化，激甚化，長期化にどのように対応していくかについては，総論の“きれいごと”ではなく，各論レベルで課題を共有し，対応策を検討していく必要があるだろう。

最後に言論についてである。これは第1章の小括で触れた共同通信社の原氏の指摘にもあったが，放送法第4条，特に「公平原則」条項について放送事業者自身がどう考えるかが最も大きな論点であると思われる。今回報じられた政権改革案では，放送特有の規制すべての撤廃が示されていた。しかし，2年前の2016年には，撤廃とはまったく逆のベクトルでこの規制が大きな話題となっていたことは記憶に新しい。高市早苗総務大臣（当時）が，放送事業者が政治的な公平性を欠く放送を繰り返した場合には電波法に基づき電波の停止を命じる可能性に言及し，第4条の法的性格を巡る議論となっていたのである[94]。第4条は制裁を伴う規定か，それとも放送事業者の倫理的な規定か，現在も総務省と放送事業者の見

解は相違したままである。推進会議のヒアリングでは，放送事業者への規制について部分規制論を根拠に「これまでの延長で，よりよくしていくためにどうしたらいいか[95]」と発言した宍戸氏だが，2011年の民放連の刊行物への寄稿では「民間放送の側から番組編集準則とりわけ不明確な公平原則の適用を外すよう，声を挙げてもよいのではないか。それはもちろん（中略）番組規律を脱―法化して正しく放送の自主自律として引き受けるという覚悟を意味する」と述べている[96]。

政権改革案報道“騒動”が終息したにもかかわらず，放送事業者自身がこの論点について改めて議論することは“寝た子を起こしかねない”との批判もあるだろう。しかし，放送事業者が言論機関として議題提起機能と世論認知機能を十分に果たしていくためには，この論点について恐れず向き合うことが必要だと筆者は考える。こうした真摯な議論を国民に見せていくことで初めて，ナショナル・ミニマムを担い得る言論機関として，国民の信頼を得ていけるのではないだろうか。

2-3　③経営基盤強化 聖域なき議論はできるか？

＊民放ローカル局によって異なる実態

前項で，未来像分科会の報告書案においてナショナル・ミニマムとして「地域情報の発信」に力点が置かれていることに触れたが，その担い手と位置づけられているのが民放ローカル局である。報告書案では「ローカル局による地域に根ざした番組が可能な限り多く提供されるような環境づくりが必要である」としている[97]。推進会議の答申にも「地方発の多様な情報を維持することは民主主義の基盤として不可欠であり，その観点から，官民で連携して，未来の絵姿を描く必要がある[98]」と，文言は異なるが同様の趣旨が記載されている。

ただ一言で民放ローカル局といっても，置かれている事業環境は全国122社（キー5局を除く。民放は127局体制）で大きく異なる。**図7**は1局あたりの人口を潜在的な事業環境と想定し，放送対象エリアの人口を民放の局数で割ったものである。なお，ケーブルテレビによる再放送についてはここでは考慮できていないことを断っておく。1局あたりの人口が東京に次いで多い大阪府と最も少ない県では，実に9倍もの開きがある。なお，対象人数が少ない県のうち，岩手県，山形県，愛媛県，石川県，長崎県，熊本県，鹿児島県等については，1県に4局（4波体制）あるという競争の厳しさもうかがえる。

こうした事業環境の違いは，それぞれの局の番組制作の実態に反映されている。各社の自社制作比率をみると，在阪広域局は30％強，在名広域局と北海道は20％前後制作している一方で，10％に満たない局も半数程度あり，中には5％程度という局も複数存在する[99]。もちろん事業環境が厳しいからといって，そのすべてで自社制作が低調なわけではない。コンテンツ販売や他事業等による放送外収入に取り組みながら，コストのかかる自社制作枠を維持している局もある。かつては，自局では極力番組を制作せず，在京キー局が制作した番組を可能な限り放送するのが最良の経営判断だとする経営者も少なからず存在したが，こうした経営方針の局は，ナショナル・ミニマムを担っていくローカル局の未来像とは，いささかかけ離れているといわざるを得ないだろう。

とはいえ，これだけ事業環境が異なるローカル局を一括りで論じるのはやはり無理がある。

図７　民放１局あたりの人口（県の人口÷局数）

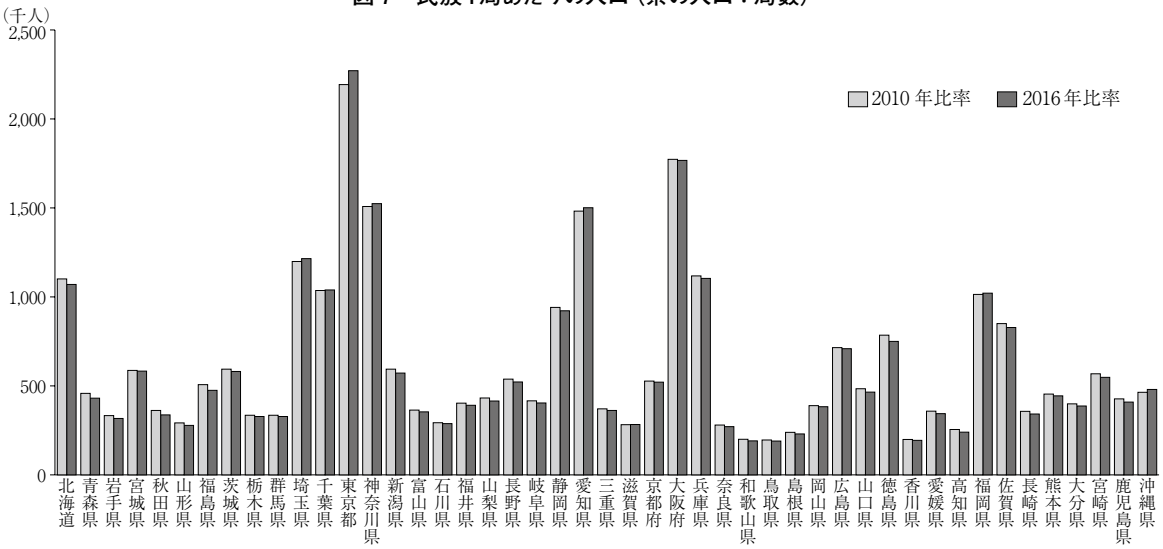

＊各県の人口は総務省の国勢調査を参照
＊広域局や２県地区については，放送エリアそれぞれの県で１局とカウントした

県域免許の枠組みの中で置かれた事業環境を越えられない以上，自助努力には限界があることも事実だからである。

＊ローカル局の経営基盤強化策とは

推進会議の答申では「ローカル局が地方の情報発信機能を担い続けるためには，キー局との縦系列だけではなく，圏域内と圏域外の横系列での連携も必要である」としたうえで，「経営基盤強化のための規制や促進の在り方，免許の在り方」の検討が総務省に求められた。総務省は2018年度中に検討を開始し，2019年度中に結論を出さなければならない[100)]。

ただ，これまで総務省では，放送事業者の経営基盤強化のためにさまざまな施策を打ち出しており，現状でも事業者が活用できる制度は少なくない[101)]。そもそもハード・ソフト分離の選択は2011年施行の改正放送法で可能になっており，認定放送持株会社制度も，現在は12の放送エリアまで子会社化することができる。これはローカル局自身が持株会社化するパターンと，キー局の子会社となるパターンがあり，その両方で徐々に活用が進んでいる。また，活用はされていないが，放送エリアが隣接している局同士であればブロック単位で合併できる制度もある。総務省は，必要な制度は準備しており，さらに要望があればマスメディア集中排除原則を緩和して新たな制度を作ることも検討するという“待ち”の姿勢を続けてきた[102)]。

では，今後ローカル局側が求める可能性のある，もしくは総務省が準備する可能性のある新たな制度としては何が考えられるのか。

図7の現状をみると，同じ放送エリア内で1事業者が2波以上持つような（1局2波）制度案や，隣接の有無にかかわらず複数の県を1つの免許でカバーするような制度案が考えられよう。筆者がローカル局に取材に行くと，非公式ではあるが上記のような意向を示す事業者が存在するのも事実である。複雑に入り組んだ自元資本や，キー局によるローカル局戦略が

不透明な中では，地域経済の先行きを見据える経営者として，取りうる選択肢は多いに越したことはないということなのかもしれない。

こうした案については，基幹放送普及計画のもとで「一の者が保有する放送局の数を制限することにより」実現してきた多様性・多元性・地域性の三原則[103]をこれまでの施策以上に大きく揺るがすことになるため，総務省も含めて慎重な意見も少なくないと思われる。ただ，この三原則を単なる“お題目”として並べるのではなく，3つの関係性を政策としてどう考えていくのかという根本的な議論もそろそろ必要なのではないだろうか。その際には，これまでの政策の検証も行うべきである。1県4波の県では，事業者の数という“多元性”の維持が，結果的に個社によるローカル番組制作の減少，つまり“多様性”の減少を引き起こしていないかどうか。また現在，広域免許で運営する事業者の対象エリアの住民にはどこまで“地域性”が担保され，現在1県1波や2波の県の住民には“多元性”を補いうる“多様性”がどこまで担保されているのか，いないのか。まず，こうしたローカル局の実態を正しく認識することで，新たな制度導入の是非もみえてくるだろう。

＊地域メディアとしての価値とは

最後に，ローカル局の未来像について，筆者の意見を少し述べておきたい。今回の未来像分科会の報告書案や推進会議の答申で，ローカル局の機能や役割が地域情報の発信であると確認されたことにまったく異論はない。しかし，報告書案で「地域に根ざした番組が可能な限り多く提供」と記載されたことについては2つの懸念がある。1つめは，ローカル局の自社制作比率の下限や，内容面（例えば放送エリアすべての自治体の情報をあまねく伝達するなど）について，なんらかの直接規制を設けることに結びつくことへの懸念である。筆者は番組制作や編成についてはあくまで放送事業者の主体性に委ねるべきで，直接規制に対しては慎重であるべきだと考える。先に述べたような新たな制度も，こうした直接規制とワンセットでの導入となれば，活用のハードルはかなり下がってしまうと思われる。ただ，ローカル局は自身の問題として，社会から求められている地域情報の発信を現状でどの程度できているのかと自省し，今後に向けた取り組みを進めていく姿勢をみせなければ，こうした議論が起きても自業自縄であろう。そうした意味では，ローカル局の矜持が試されているといえよう。

もう1つの懸念は，地域情報の発信イコール番組制作，と矮小化されてしまうことへの懸念である。放送エリア内でテレビを視聴しない若者や，放送エリア外や海外への発信には，ネット配信が重要な役割を果たすことは間違いない。その際，放送番組の配信はもちろんだが，ネットで見てもらえるネットファーストのコンテンツをいかに制作していけるか，必要な情報をどうアプリ等を通じて的確に伝えていけるかが重要な鍵を握ると思われる。そしてコンテンツやアプリ制作についても，自社に閉じるのではなく，ネット配信時代に合ったさまざまな協業によって，質を高め，量を増やしていくことを模索すべきであろう。ローカル局こそ，番組の枠を越えた，もしくは番組と連動した幅広いコンテンツの制作に力を入れていくべきである，というのが筆者の持論である。また，コンテンツだけでなく，イベントや地域の課題

解決のための議論の場づくり等，地域コミュニケーションのハブとなっていくことも，これからのローカル局の地域メディアとしての重要な役割である。番組，ネットコンテンツ，コミュニケーションハブ，こうした取り組みが一体となって，地域におけるナショナル・ミニマムを実現していくのが，ローカル局の未来像ではないかと筆者は考えている。

2-4　④ NHK 改革 情報の社会的基盤をどう実現していくか

NHKは2015年1月に「NHKビジョン2015→2020[104)]」を公表して以降，これからは公共メディアとして「情報の社会的基盤」の役割を果たしていきたい，と繰り返し発言している。この社会的基盤というキーワードは，これまで論じてきたナショナル・ミニマムと重なり合う。では，NHKはこの基盤を放送もネットも活用してどのような姿で実現していこうとしているのか。そして，それはNHK単独で取り組んでいくものなのか，それともこれまで放送サービスにおいて二元体制で歩んできた民放とともに取り組んでいくものなのか。

推進会議の議論では，NHKそのもののあり方について真正面から論じられる機会はあまりなかった。一方，総務省・諸課題検（親会）では2015年11月から断続的に議論されてきたが，その親会も2017年12月以降開催されておらず，結果として2018年上半期はNHKに関する議論は少なかった。

こうした中，2018年7月13日，約半年ぶりに開催された諸課題検（親会）で，第二次取りまとめ案の第1部[105)]として「新たな時代の公共放送」が示された。そこでは，これまでNHKが制度改正を要望し続けていた「常時同時配信を実施することについては，国民・視聴者の理解が得られることを前提に，一定の合理性，妥当性がある」とされ，総務省には「制度整備等の対応について具体的な検討を行うべき」との文言が示された。諸課題検が開始してから約3年，常時同時配信についてはようやく実施への道筋が見えてきたといえる。

ただ，その実施については第一次取りまとめの段階から「業務・受信料・ガバナンス」の“三位一体”改革の中で検討されていくことが不可欠とされており，今回はさらに，「受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進める」等の具体的な“条件”が書き加えられた。本稿を公表する2018年10月には，第二次取りまとめ案を受けた議論が開始されていると思われる。そのため，NHK改革全体に関してはこの議論を踏まえ次回で改めて論じたい。

ここでは，NHKに示された“条件”の中で，「放送番組の配信を行うに当たり，サービスやインフラなどの面において，他事業者と出来る限りの連携・協力を行う」という項目にだけ触れておきたい。この項目に関連し，多くの構成員からは，NHKの常時同時配信の実施やネット展開について，民放と協調・連携して進めてほしいとの声が上がった。例えば「必要となるのは，競争ではなく協調であり，ユーザーの利便性やコストパフォーマンスを向上させる観点からも，動画配信のインフラやプラットフォームの共同整備，アプリケーションの共通化などについて，NHKと民放各社が本気で検討することを期待したい」「信頼される情報源をどう作っていくのかというのが，民主主義の大きな課題となっている。（中略）日本の場合は，NHKと民放がこの社会的役割を果たすことが求められている。今後，常時同時配信も

含めて，ネット空間でどのように信頼できる情報を作っていくのか，これは国民にとっても重要な論点であり，是非NHKと民放で垣根を越えて，議論していただきたい」[106]である。

NHKへの期待は大きい。それだけに，今後，民放とどのように向き合い，どのように期待に応えていくのか，その具体策が問われてくる。

2-5　⑤共通プラットフォーム・配信基盤 NHK+ 民放　協調に向けた動き

＊プラットフォームとは？

配信サービスにおけるNHKと民放の連携やNHKの役割については，推進会議の答申でも以下のような記述がみられる。「ネット配信の共通プラットフォームを設けることは，視聴者の利便性を高め，また，各社それぞれのハブとして相乗的な効果拡大も期待できる」「新たなプラットフォーム・配信基盤の構築に向けた環境整備を行う観点から，必要に応じたNHKの技術開発成果や設備の活用の在り方について検討する」等である[107]。

ここで本論に入る前に，プラットフォームの定義を確認しておきたい。筆者は前稿でも放送事業者による共通プラットフォームについて短く論じたが，その後，さまざまな議論を通じて，このキーワードがあまりに多義的で，広義に用いられていること，人によってイメージが異なること等に課題を感じた。自らも定義が曖昧なまま用いていたとの反省もある。そのため本稿では，『創発経営のプラットフォーム[108]』の編著者である慶應義塾大学の國領二郎教授の「誰もが明確な条件で提供を受けられる商品やサービスの供給を通じて，第三者間の取引を活性化させたり，新しいビジネスを起こす基盤を提供する役割」という定義を意識したうえで論じていきたい。

＊NHKはTVerにどう向き合うのか？

コンテンツ配信事業においてプラットフォームが提供する基盤的な製品やサービスとは，例えば，メタデータやコンテンツIDのデータベース，ログデータ分析・顧客管理・課金等のシステム，動画広告枠販売支援ツール等が挙げられよう。こうした部分を共通化することで，参加局の業務の効率化とコストダウン，新たなビジネスモデルの構築，メディアとしてのブランディングの向上等を当初からある程度想定して共通プラットフォームを構築したのが，地上波ラジオの同時配信サービスの「radiko」である。一方，在京民放キー局が運営する見逃し番組の配信サービス「TVer」は，各局のサービスが1か所に集うことでユーザーへの利便性を高め集客効果を図るポータルサイトとしてスタートした。これは在京キー局ではすでにそれぞれが有料や無料広告モデルの動画配信サービスを自社で展開している等の事情があったためであり，こうした協調の場をつくるだけでも大きな苦労があったという[109]。しかし，2018年6月にはアプリのダウンロードが1,300万を超え，サッカー・ワールドカップをはじめとしたスポーツにおける同時配信の実績を積み重ねる等，ユーザーにとっても，そして業界内でも存在感を増してきている。ポータルを越えた民放の共通プラットフォームとして歩みを進めていく動きもみせている。

以上のような民放の共通プラットフォーム化に対し，NHKはどのように向き合っているのか。まずradikoについては2017年10月から実験という形で参加している。またTVerについては，サービスを立ち上げるきっかけをつ

くった井上前民放連会長が，繰り返しNHKに参加を呼びかけてきた経緯がある[110]。NHKは現在，見逃し配信はNHKオンデマンド（以下，NOD）において有料で提供しているが，前項で触れた諸課題検の第二次取りまとめ案では，「常時同時配信と併せて，一定期間の見逃し配信を提供することは，一定の合理性がある[111]」と示された。そのため，今後はNODのあり方とともにTVerへの参加も検討項目として挙がってくることになるだろう。その際，NHK側の大きな関心は，TVerがどのような方向性のプラットフォームを志向していくのかである。見逃しだけでなく同時配信についても提供を考えていくのか，ローカル局への対応をどう考えていくのか，各有料配信サービスへの送客の仕掛けも視野に入れていくのか等である。もちろんTVer側にとっても，今後，NHKが配信においてどのような方向性を志向していくのかについて理解がなければ，共通プラットフォーム全体の設計もみえてこないだろう。このことはプラットフォームだけでなく，配信サーバーやCDN[112]といった，プラットフォームを支える共通配信基盤の構築についても同様である。諸課題検の議論でも推進会議の答申でも，NHKに対してこの分野における期待は大きい。ただ，そこになぜ受信料を使うのか，国民に納得できる説明をしていかなければならない。

民放は個社の配信戦略，NHKは受信料制度と，抱える事情は大きく異なる。しかし，諸課題検の議論で構成員からも指摘されたように，NHKと民放が，どれだけ“垣根を越えて”社会的役割を意識した協調領域の確保に向けて歩みを進めていくかが問われているのである。その際にまず重要なのは，それぞれが持つ未来像に向けたビジョンと志の共有であろう。

＊“新たな”の意味は？

ここで改めて，本項の冒頭で紹介した推進会議の答申の文言に戻ってみたい。すると，実は「プラットフォーム・配信基盤」の前に“新たな”という言葉が記されていることに気づく。これは，「通信網・放送波の配信方式を問わず，既存の放送事業者や新規参入者を含む多様な事業者が，映像コンテンツの配信事業のために利用できる，プラットフォームないし配信基盤を指す[113]」とされている。これは，これまで述べてきた“地上放送事業者が通信網において配信サービスで協調する”ものとはかなり次元が異なるものをイメージしているようである。このことは何を意味するのか。次の項目で論じていきたい。

2-6　⑥将来の伝送ネットワークモデル 地上4Kの是非とその課題

この推進会議の答申における「新たなプラットフォーム・配信基盤」の内容に近い文言は，未来像分科会の報告書案にも記されている。「当面は放送波による伝送を中心としつつ，将来的には，放送サービスの様々なニーズの多様化に応じて，FTTH，5G，クラウド等の多様なインフラを用いた，柔軟かつ強靱な放送ネットワークの構築・運用が将来的に求められる[114]」という文言である。これまでケーブルテレビとIPTVで行ってきた再放送だけでなく，今後は幅広く通信サービスを活用していくという可能性を示唆するものである。これは，推進会議が述べる，“通信網・放送波の配信方式を問わない新たなプラットフォーム・配信基盤の構築”について，放送側の視点から述べ

ているといっても過言ではない。問題は，この枠組みを，放送事業者が今後も排他的に利用できる帯域を確保しつつ実現していくのかどうかである。

未来像分科会の報告書案には今回，「地上4Kの実施の是非及び実施する場合のスケジュールや課題に関する考え方の整理（中略）周波数資源の確保方策も視野に入れたスケジュールの明確化[115)]」という文言が記された。これまで総務省は地上4Kについて具体的な言及はほとんど行ってこなかった。そのため，今回“是非”という文言が入ったことの意味は重いと筆者は考える。地上4Kは是か非か，という議論は極めて困難である。しかし，実施する場合だけでなく，実施しない場合も想定した課題の整理の双方が必要であると考える。以下，是と非の双方において筆者が想定する論点をやや雑ぱくだが列挙しておく。

まず，地上4Kを放送波で実施する場合である。最初のハードルは，現在の帯域幅の中ではすべての事業者が4K放送を手掛けることが難しいという現実である。既存の帯域ですら周波数の有効利用が問われる昨今，UHF帯域で新たな帯域が割り当てられる可能性は極めて低い。現在行われているさまざまな実験の成果を受け，仮に現在の帯域幅で技術的に全局の実施が可能になったとして，国の支援なしにすべての地上放送事業者が4K放送実施のための整備ができるのか。その頃までにはローカル局の経営基盤強化策もしくは再編等を進め，実施を可能にする方向を探っていくのか。もしくは，ローカル民放は現状のハードとソフト一致ではなく分離を選択し，ソフト事業者になるのか。その場合のハード事業者のイメージはどのようなものか。ハード事業におけるNHKの役割はどうなるのか。ハードとソフトの責任分解点はどこにするのか…。放送事業者のイニシアチブで未来像を描こうとするこのモデルは，これまで以上に民放とNHKが協調して臨んだとしても，いばらの道である。

次に，地上4Kを放送波で実施しない場合を考えてみる。その場合，放送事業者は可能なかぎり2K放送を続けていくという選択肢もあるだろう。ただし，経済合理性の観点から，それがいつまで耐えられるのかという課題がある。では，2K放送が続けられなければ，伝送路はすべて通信となるのか。放送事業者はソフト事業者となり，通信事業者がハード事業者となるのか。通信であまねく受信義務を果たしていく時代になるのか。その場合，あまねく受信義務を背負うNHKはどのような存在となるのか。ソフト事業者となった放送事業者が通信事業者に費用を支払い，安定的に配信できる優先帯域を確保して伝送するというモデルとなるのか。そのときの通信側の課題は何か。IPマルチキャストで映像を受信するために必要なルーターはどう整備していくのか。そもそもこのサービスはもはや放送ではないのではないか…。このシナリオは，放送用帯域を手放すモデルであり，先の政権改革案報道の内容に限りなく近くなる。

以上は極端な議論で，解は是と非の間，放送と通信をハイブリッドに使いながら，いかに効率よく帯域を活用し，伝送路を整備していくかにあるのだと思う。ただこの議論は，是か非かのような極端な議論よりもさらに入り組んだ論点を想定していかなければならない。総務省では，まもなく放送，通信インフラ，クラウド等の関係者からなる連絡協議会が開始され，通信・放送にまたがる技術的課題の解決に向け

た議論が行われるという。ここを単なる技術の議論にとどめず，どう放送の未来像の議論に発展させていけるか。引き続き注目していきたい。

おわりに

今回は地上放送の未来像を，政策議論を中心に考えてきた。しかし，メディアの構造変化はむしろそれ以外のビジネス・サービスの領域でダイナミックに動いている。また，地域情報の発信や言論の場づくりに対して熱意をもって取り組むケーブルテレビやネットメディア等も急速に増えている。こうした中，地上放送事業者が今後も広告ビジネスの覇者として，もしくはナショナル・ミニマムの担い手であり続けられるかどうかは，最終的には視聴者，社会が決めるものである。次回は，引き続き放送の未来像の議論をウォッチするとともに，地上放送事業者以外の取り組みにも視点を置いて考察していきたい。

（むらかみ けいこ）

注：

1）日本民間放送連盟「放送の価値向上・未来像に関する民放連の施策」について（2018年7月19日）［https://www.j-ba.or.jp/category/topics/jba102636］
2）日本民間放送連盟「大久保会長会見」（2018年6月8日）［https://www.j-ba.or.jp/category/interview/jba102612］
3）このほか，「通信・放送融合時代の新サービス・ビジネスのための基盤づくり」「放送広告の価値向上」「放送コンテンツの海外展開」「NHK・民放の二元体制の維持」「放送事業運営の効率化，適正化（特にローカル局の業務支援）」
4）放送に関する議論が行われていたのは，投資等ワーキング・グループであるが，文中では，親会と区別しなければならない場合を除き，表記は推進会議で統一することとする
5）議論の詳細は，村上圭子「これからの“放送”はどこに向かうのか？ Vol.1 ～問い直される“放送の公共性”～」（『放送研究と調査』2018年3月号）を参照
6）共同通信「政治的公平の放送法条文撤廃 党派色強い局可能に」（2018年3月15日）［https://this.kiji.is/346812625625318497］
7）共同通信「安倍政権，放送の規制を全廃方針 ネット通信と一本化」（2018年3月22日）［https://this.kiji.is/349507630869333089］
8）規制改革推進会議「第28回終了後記者会見議事概要」P5（2018年4月16日）［http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/committee/20180416/interview0416.pdf］
9）注6）参照
10）総務省・放送を巡る諸課題に関する検討会「第一次取りまとめ（案）」P35 ～（2016年9月9日）［http://www.soumu.go.jp/main_content/000438840.pdf］
11）総務省・放送を巡る諸課題に関する検討会「第二次取りまとめ（案）」P26（2018年7月13日）［http://www.soumu.go.jp/main_content/000564294.pdf］
12）未来投資会議第13回（2018年2月1日）［https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201802/01mirai.html］
13）ネットサービス事業者のサイバーエージェントとテレビ朝日が共同で2016年4月に開始した“インターネットテレビ”。安倍総理が出演した番組は，『徹の部屋＃21』（2017年10月8日放送）［https://abema.tv/video/episode/90-33_s0_p21］
14）衆議院予算委員会「国会会議録」（2018年2月6日）［http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/196/0018/main.html］
15）新経済連盟ウェブサイト https://jane.or.jp/
16）日本経済新聞「首相，放送法の改革に意欲 新経連であいさつ」（2018年1月31日）［https://www.nikkei.com/article/DGXMZO26388540R30C18A1PP8000/］
17）「Internet of Things」の略で「モノのインターネット」と訳される。パソコンやスマホなどの情報通

信端末をはじめすべての「モノ」がインターネットにつながることで，生活やビジネスが大きく変わるとされる

18）議論の詳細は注 5）参照

19）規制改革推進会議「規制改革推進に関する第 2 次答申」（2017 年 11 月 29 日）
［http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/committee/20171129/291129honkaigi02.pdf］

20）中村伊知哉「通信放送融合 2.0」（規制改革推進会議第 14 回投資等 WG 資料, 2018 年 2 月 7 日）
［http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/toushi/20180207/agenda.html］

21）本稿におけるプラットフォームの定義は，國領二郎慶應義塾大学教授の「誰もが明確な条件で提供を受けられる商品やサービスの供給を通じて，第三者間の取引を活性化させたり，新しいビジネスを起こす基盤を提供する役割」を参照

22）「大阪チャンネル」ウェブサイト
［https://osaka-channel.hikaritv.net/］

23）閉じた通信ネットワーク（閉域網）の中で，特定の複数の人（家庭）に対して同時に同じ内容を伝送する方法。中継装置（エッジサーバー）から各家庭をつなぐ部分はユーザーからのアクセスを受けて送信される

24）NHK の常時同時配信を巡る諸課題検での議論の中で, こうした発言が相次いでいる。詳細は, 村上圭子「「これからのテレビ」を巡る動向を整理する Vol.10」（『放送研究と調査』2017 年 7 月号）を参照

25）規制改革推進会議・投資等 WG「第 14 回議事概要」P20（2018 年 2 月 7 日）
［http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/toushi/20180207/gijiroku0207.pdf］

26）規制改革推進会議「規制改革推進に関する第 3 次答申～来るべき新時代へ～」(2018 年 6 月 4 日）
［http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/toshin/180604/toshin.pdf］

27）総務省諸課題検・未来像分科会「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会 報告書案」（2018 年 6 月 5 日）
［http://www.soumu.go.jp/main_content/000555548.pdf］

28）注 26）P47 ～ 48，注 27）P45

29）宍戸常寿「民主主義社会における放送の役割・機能」（総務省諸課題検・未来像分科会第 3 回資料，2018 年 2 月 28 日）
［http://www.soumu.go.jp/main_content/000536354.pdf］

30）筆者の傍聴メモより。総務省で公開されている議事要旨には記載されていない

31）宍戸常寿「通信・放送融合時代の放送制度―知る権利により奉仕するために」（規制改革推進会議・投資等 WG 第 18 回資料, 2018 年 3 月 15 日）
［http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/toushi/20180315/180315toushi01-1.pdf，http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/toushi/20180315/180315toushi01-2.pdf］

32）一定の規律を受ける放送と，自由な活字メディア，インターネットとの組み合わせで国民への基本的な情報供給の全体最適を図るという考え方。この部分規制論については，曽我部真裕「放送の社会的役割を支える制度と原理」P13（諸課題検・未来像分科会第 3 回資料，2018 年 2 月 28 日）
［http://www.soumu.go.jp/main_content/000536353.pdf］

33）規制改革推進会議・投資等 WG「第 18 回議事概要」P2（2018 年 3 月 15 日）
［http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/toushi/20180315/gijiroku180315.pdf］

34）規制改革推進会議・投資等 WG「第 17 回議事概要」（2018 年 3 月 8 日）
［http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/toushi/20180308/gijiroku180308.pdf］

35）NHK 放送文化研究所「NHK文研フォーラム 2018　これからの“放送”はどこに向かうのか？～民放連会長にきく～」（2018 年 3 月 8 日）
［http://www.nhk.or.jp/bunken/forum/2018/pdf/20180525.pdf］

36）1949 年に連邦通信委員会（FCC）によって導入された「公平原則」。公共性が高く，意見の対立が存在する問題については公平に扱うよう求めたもの。しかし 1980 年代に入り，ケーブルテレビの普及，多チャンネル化が進むようになり，法的根拠となる電波の希少性が薄れてきたこと，放送事業者の萎縮を生むなどの主張が出てきた等から，1987 年に撤廃された。詳細は，志柿浩一郎「放送の公平原則を超えて：

F.Hennock の描いたアメリカの放送の未来」（『同志社アメリカ研究』53 号，2017）等参照

37）注 14）参照

38）第 1 条第 2 項「放送の不偏不党，真実及び自律を保障することによつて，放送による表現の自由を確保すること」

39）第 4 条第 2 項「政治的に公平であること」

40）毎日新聞「民放連会長 「電波改革慎重に」」（2018 年 3 月 8 日）
［https://mainichi.jp/articles/20180309/k00/00m/040/037000c］

41）注 6）参照

42）読売新聞「放送・ネット垣根撤廃　首相方針　放送の質低下懸念も」（2018 年 3 月 17 日朝刊）

43）注 7）参照

44）筆者が入手したのは，角川アスキー総合研究所が主催したセミナー「20XX 年テレビの行く先～放送改革論議はどこへ向かうか？～」（2018 年 6 月 25 日）に参加した際であったが，それ以外にも，メディア総研のシンポジウム（2018 年 4 月 28 日，抄録はメディア総研『放送レポート』273 号（2018 年 7 月 8 日）に掲載）など複数のセミナーやシンポジウムでこのロードマップが紹介されている

45）放送法第 4 条は「政治的に公平であること」のほか，「公安及び善良な風俗を害しないこと」「報道は事実を曲げないですること」「意見が対立している問題については，できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」の 4 つの項目から成り立っている

46）電波法と放送法では基幹放送事業者，認定放送持株会社，基幹放送局提供事業者の免許や認定の要件に「外国性排除」を定め，日本法人にも「外資規制」がある。外国人が業務を執行する役員に就任，または外国人が支配する議決権が一定割合（基幹放送事業者の場合は 5 分の 1）以上ある場合は認定等が受けられない。認定後も要件の維持が求められ，反した場合は認定等が取り消される。

47）放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されることで，放送の多元性，多様性，地域性の確保を図るもので，基幹放送事業者の総務大臣認定の要件（放送法第 93 条第 1 項第 4 号，特定地上基幹放送事業者の場合は電波法の免許の審査事項）の 1 つとなっている。詳細は下記の総務省・電波利用ウェブサイト「マスメディア集中排除原則について」
［http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/media/］

48）2010 年に成立した改正放送法で，放送波を扱う施設（ハード）の免許と放送の業務（ソフト）を行う認定の分離が制度上の基本原則となった。地上放送については，事業者が一致を強く求めたこともあり，「特定地上基幹放送事業者」として引き続き一致型も選択できることになっている

49）放送法第 92 条に「その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において，当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする」と定められている。NHK はあまねく受信義務が定められている

50）放送（ケーブルテレビや IPTV 含む）で CD など（商業用レコード）を用いる場合，放送事業者は実演家や権利者からあらかじめ許諾を得る必要はなく，二次使用料を支払うことで利用を可能とすることができる。詳細については日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センターウェブサイト
［http://cpra.jp/glossary/ha/post_22.html］

51）例えば，川本裕司（朝日新聞社会部記者）「「放送改革」で読売グループと官邸が対決した日」（『WEBRONZA』 2018 年 4 月 2 日）

52）内閣府本府組織令
［http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/pdf/soshikirei20160907.pdf］

53）規制改革推進会議（親会）「第 28 回議事概要」P3 ～ 4（2018 年 4 月 16 日）
［http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/committee/20180416/gijiroku0416.pdf］

54）注 53）P11

55）規制改革推進会議（親会）「第 28 回終了後記者会見議事概要」P5（2018 年 4 月 16 日）
［http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/committee/20180416/interview0416.pdf］

56）規制改革推進会議・投資等 WG「通信と放送の融合の下での放送のあり方について」（2018 年 4 月 16 日）
［http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/committee/20180416/180416honkaigi02.pdf］

57）千葉大学名誉教授・多賀谷一照諸課題検座長，電通総研フェロー・奥律哉構成員，東海大学教

授・末延吉正構成員

58）総務省諸課題検・未来像分科会「第5回議事要旨」P5（2018年4月27日）
［http://www.soumu.go.jp/main_content/000551340.pdf］

59）注58）参照　P6

60）注26）参照

61）議論としての継続はしないが，答申にはそれぞれの項目に検討事項とそのスケジュールが記されており，フォローアップが行われることになっている

62）注27）参照

63）注11）参照

64）原真「放送局は自ら未来像を示せ～安倍政権の放送改革方針をきっかけに～」（『GALAC』No.254　P44～47　2018年7月号）

65）注6）参照

66）諸課題検・未来像分科会「第3回議事要旨」P4（2018年2月28日）
［http://www.soumu.go.jp/main_content/000538350.pdf］

67）これからの日本の経済成長と社会課題解決を，IoTやAI，ロボット等を活用したサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムで実現するという政府のビジョン。内閣府ウェブサイトによる解説は下記
［http://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html］

68）諸課題検・未来像分科会「第6回議事要旨」P4（2018年5月22日）
［http://www.soumu.go.jp/main_content/000555185.pdf］

69）注5）P5参照

70）諸課題検・未来像分科会「第4回議事要旨」P6（2018年3月16日）
［http://www.soumu.go.jp/main_content/000544698.pdf］

71）注5）参照　P20～22

72）総務省「電波有効利用成長戦略懇談会報告書（案）」P10～（2018年7月）
［http://www.soumu.go.jp/main_content/000563449.pdf］

73）地上，BS，東経110度CSは3波共用受信機で視聴が可能

74）進行方向に向かって右回りに回転する円偏波のこと。これまでのBS，CSはこの方向の波が使われてきた。2018年12月からは，左旋も活用して新4K8K衛星放送が開始される予定

75）注11）参照P82～85

76）電波の割り当てを参入希望者による入札や競りの結果によって決める方式のこと。日本では導入されておらずOECD各国で導入が進んでいることから，推進会議の議論の大きな柱の1つとなった

77）Single Frequency Networkの略。同一周波数を中継局に再送信する技術

78）次世代メディア研究所・鈴木祐司代表は，NHKのEテレに割り当てられている帯域を返上させ，そこにローカル局が全国に発信するチャンネルを創設するという独自の提案を行っている。鈴木祐司「“テレビ×デジタル”の一つの方向性」（規制改革推進会議・投資等WG第19回資料，2018年3月22日）
［http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/toushi/20180322/180322toushi04.pdf］

79）注26）参照　P48

80）注11）参照　P78

81）第5世代移動通信システム。 超高速，大容量，多接続，低遅延などが特徴。2020年からサービス開始予定

82）注5）参照　P5

83）総務省諸課題検「第二次取りまとめ案（概要）」（2018年7月13日）
［http://www.soumu.go.jp/main_content/000564305.pdf］

84）厚生労働省「ナショナルミニマム研究会中間報告」（ナショナルミニマム研究会，2010年6月）
［https://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/06/dl/s0623-12a.pdf］

85）曽我部真裕「放送の社会的役割を支える制度と原理」P5～6。地理的には，あまねく受信義務（NHK），受信努力義務（民放）を，人的には字幕・解説放送を紹介した（未来像検討会第3回資料，2018年2月28日）
［http://www.soumu.go.jp/main_content/000536353.pdf］

86）三菱総合研究所「諸外国等における放送の位置づけ」P17～25（未来像分科会第2回資料，2018年2月20日）
［http://www.soumu.go.jp/main_content/

000534005.pdf]

87) BBC「Reality Check」ウェブサイト
[https://www.bbc.co.uk/news/topics/cp7r8vgl2rgt/reality-check]

88) NPO 法人「ファクトチェック・イニシアティブ」のウェブサイト
[http://fij.info/]

89) 耳塚佳代「「フェイクニュース」問題，国内外で対策進む」（『YOMIURI ONLINE』2018 年 8 月 21 日）
[https://www.yomiuri.co.jp/fukayomi/ichiran/20170817-OYT8T50035.html]

90)「豪雨，報道手薄だった民放　現地の局「キー局鈍かった」」（『朝日新聞デジタル』2018 年 8 月 1 日）
[https://www.asahi.com/articles/ASL7M61Z7L7MUCVL01M.html]

91) 系列ネットワークで同じ番組を放送することを全国ネット放送といい，その番組枠をネット枠という

92) 地上デジタル放送では，HD 1チャンネル分で，SD 2 ～ 3チャンネルを同時に放送することができる。独立局では積極的に複数のチャンネルを放送するマルチ編成に取り組む局もあるが，それ以外では，スポーツ中継の延長などに活用することはあるものの，積極的には行われていない

93) 例えば朝日放送は，テレビに登録された郵便番号に応じ，その地域に関係する災害情報に限ってテレビ画面に強制表示する実証実験を行っている。特別警報や避難情報など 4 種類の情報が対象。本放送にオーバーレイで強制表示し CM 中は表示を消す国内初の方式。詳細は，木戸崇之（朝日放送）「データ放送を用いた「ピンポイント避難情報」の基盤構築」（河川情報センター研究報告書）
[http://www.river.or.jp/01josei/h26/img/ppt_02.pdf]

94) 2016 年 2 月 8・9 日の衆議院予算委員会での高市早苗総務大臣（当時）の発言。一連の議論について整理したものとしては下記を参照
清水直樹「放送番組の規制の在り方についての議論―放送法における番組編集準則の法規範性を中心に―」（『レファレンス』789 号，国立国会図書館，2016 年 10 月）
[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10205864_po_078904.pdf?contentNo=1]

95) 注 33）参照　P16

96) 宍戸常寿「放送新時代への期待【制度】放送の力を引き出す制度へ」（『月刊民放』P15 ～ 17，2011 年 11 月号）

97) 注 83）参照　P15

98) 注 26）参照　P49

99) 民放連『日本放送年鑑 2017』参照

100) 注 26）参照　P49

101) 制度の詳細については，総務省「放送法及び関係省令等の改正について―マスメディア集中排除原則，認定放送持株制度，経営基盤強化計画認定制度―」（2015 年 4 月 1 日）
[http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/pdf/150401_02.pdf]

102) 村上圭子「「これからのテレビ」を巡る動向を整理する Vol.8 ～ 2016 年 1 月－ 4 月～」P42，吉田眞人大臣官房審議官（当時）との対論（『放送研究と調査』2016 年 6 月号）

103) 注 101）参照　P2

104)「NHK ビジョン 2015 → 2020」P4 ～ 7
[https://www.nhk.or.jp/pr/keiei/plan/pdf/25-27keikaku.pdf]

105) 注 11）参照　P3 ～ 26

106) 総務省・諸課題検「第 19 回議事要旨」P2, 5（2018 年 7 月 13 日）
[http://www.soumu.go.jp/main_content/000567399.pdf]

107) 注 26）参照　P48

108) 國領二郎＋プラットフォームデザイン・ラボ編著『創発経営のプラットフォーム―協働の情報基盤づくり』（日本経済新聞出版社，2011 年 10 月）

109) 注 35）参照　P1

110) 注 35）参照　P2

111) 注 83）参照　P2

112) コンテンツ・デリバリー・ネットワークのこと。ネット上にキャッシュサーバーを分散配置し，エンドユーザーに最も近い経路のサーバーから動画コンテンツをオリジナルサーバーに代わって配信する仕組み

113) 注 26）参照 P48　注 5

114) 注 83）参照 P9

115) 注 83）参照　P12